

山梨県警察本部訓令第11号

山梨県少年警察の活動に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年10月3日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

山梨県少年警察の活動に関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県少年警察の活動に関する訓令新旧対照表

(平成14年山梨県警察本部訓令第17号)

新	旧
<p>(少年警察活動の基本等)</p> <p>第5条 少年警察活動を行うに際しては、活動規則第3条の少年警察活動の基本を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <hr/> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(少年事件選別主任者)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 所属長は、第8条第1号から第5号までに掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(年齢の確認)</p> <p>第32条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、刑事訴訟法、少年法、児童福祉法等の適用に誤りのないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。この場合において、少年法及び活動規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうものとされている（少年法第2条第1項及び活動規則第2条第1項）が、特定少年については、保護事件等の特例が定められていることに留意すること。</p> <p>(審判に必要な物件等の措置)</p> <p>第50条 少年が、少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年から任意提出を受け、領置するものとする。この場合において、少年から任意提出書（第15号様式）を徴し、押収品目録交付書（第16号様式）を交付の上、領置調書（第17号様式）を作成するなどしてそのてん末を明らかにするものとする。</p> <p>2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(少年に所持させることが不適当な物件の措置)</p> <p>第51条 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと思認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その</p>	<p>(少年警察活動の基本等)</p> <p>第5条 少年警察活動を行うに際しては、活動規則第3条の少年警察活動の基本を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>なお、改正法により、特定少年について保護事件等の特例が認められたが、少年法における少年の定義（20歳に満たない者）が改められたものではなく、活動規則においても少年とは20歳に満たない者をいうものとされている。</p> <hr/> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(少年事件選別主任者)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 所属長は、第8条第1号から第5号 _____ に掲げる事項について自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第208条の2又は第211条の罪に該当する _____ 犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(年齢の確認)</p> <p>第32条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、刑事訴訟法、少年法、児童福祉法等の適用に誤りのないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。 _____</p> <hr/> <p>(審判に必要な物件等の措置)</p> <p>第50条 少年が、少年法第24条の2第1項各号 _____ のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年から任意提出を受け、領置するものとする。この場合において、少年から任意提出書（第15号様式）を徴し、押収品目録交付書（第16号様式）を交付の上、領置調書（第17号様式）を作成するなどしてそのてん末を明らかにするものとする。</p> <p>2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号 _____ のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(少年に所持させることが不適当な物件の措置)</p> <p>第51条 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号 _____ のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと思認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その</p>

他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないよう注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(審判に必要な物件等の措置)

第55条の2 少年が、少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要なと認められる物件を所持しているときは、同意を得た上で、一時これを預かること。この場合において、預り書(第20号様式)を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書(第22号様式)とともにその物件の提出を求めること。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付する等してそのてん末を明らかにするものとする。

3 略

(少年カード)

第71条 送致(簡易送致を含む。)又は通告の措置をとった非行少年(交通法令違反並びに自動車運転死傷処罰法及び交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。)その他特に必要があると認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(第29号様式)を作成するものとし、居住地警察署において当該少年が死亡したとき、又は成人に達したときまで保管するものとする。

2・3略

他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないよう注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(審判に必要な物件等の措置)

第55条の2 少年が、少年法第24条の2第1項各号_____のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要なと認められる物件を所持しているときは、同意を得た上で、一時これを預かること。この場合において、預り書(第20号様式)を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号_____のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書(第22号様式)とともにその物件の提出を求めること。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付する等してそのてん末を明らかにするものとする。

3 略

(少年カード)

第71条 送致(簡易送致を含む。)又は通告の措置をとった非行少年(交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に係る非行少年を除く。)その他特に必要があると認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(第29号様式)を作成するものとし、居住地警察署において当該少年が死亡したとき、又は成人に達したときまで保管するものとする。

2・3略